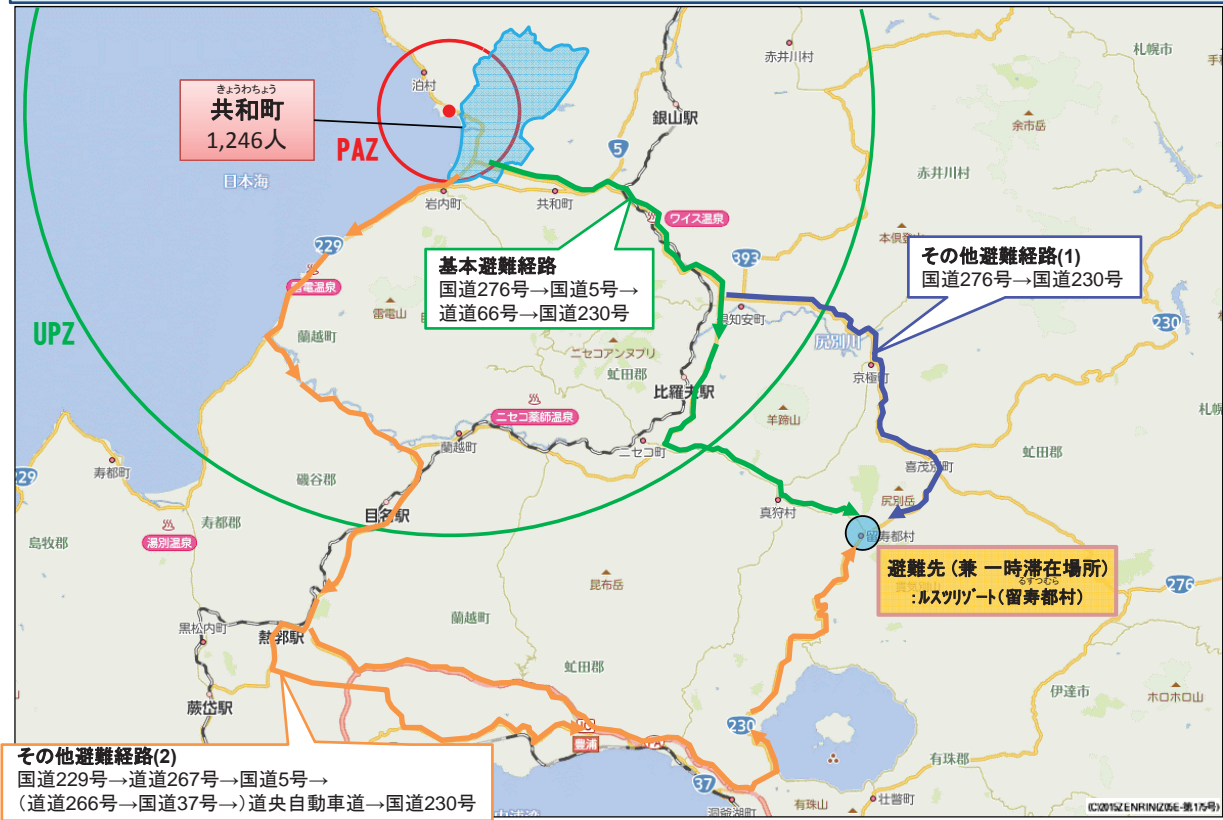
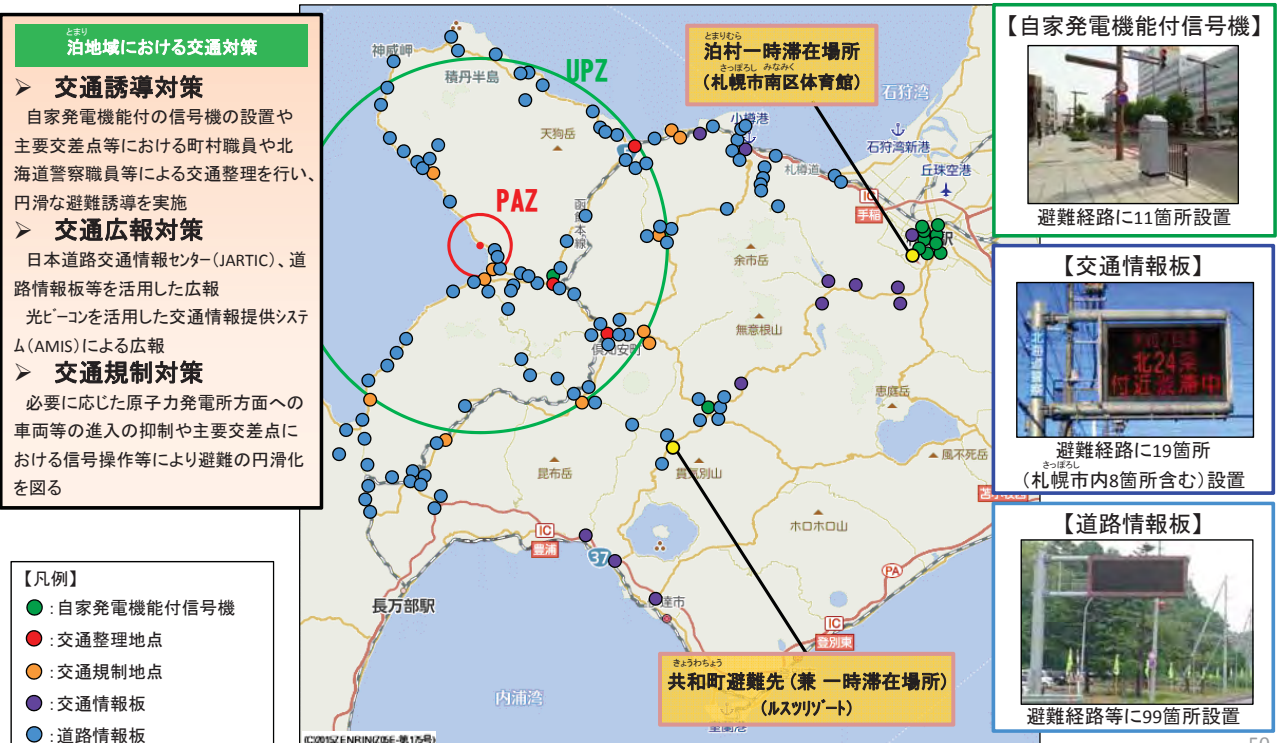


➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。

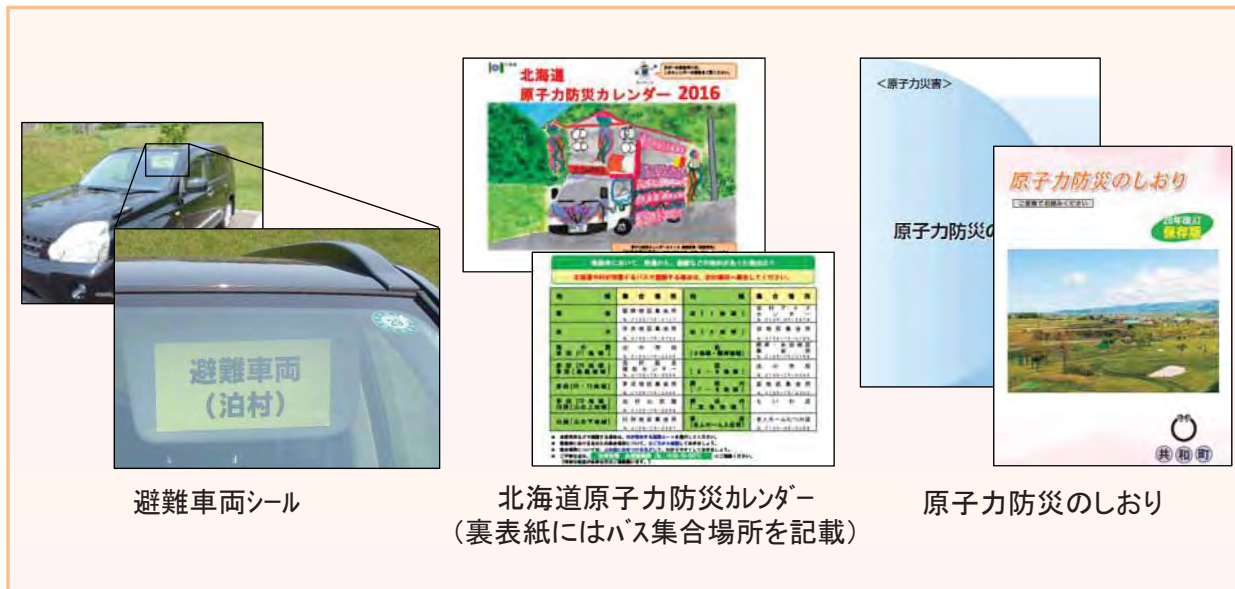


## 避難を円滑に行うための対応策①

➤ PAZ及びUPZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、停電時に備えた自家発電機能付信号機や北海道、泊村及び共和町、北海道警察による主要交差点における交通整理等の交通対策を行う。



- 泊村<sup>とまりむら</sup>では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民に「避難車両シール」を配布することとしている。
- 北海道、泊村<sup>とまりむら</sup>及び共和町<sup>きょうわちやう</sup>では、発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動や避難先等の情報を掲載した「北海道原子力防災カレンダー」や「原子力防災のしおり」等の啓発資料を作成し、町村内の全戸に配布するなど、避難を円滑に行うための普及啓発を継続的に実施。



51

## 6. UPZ圏内における対応

### <対応のポイント>

- 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
- 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時20 $\mu$ Sv超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。

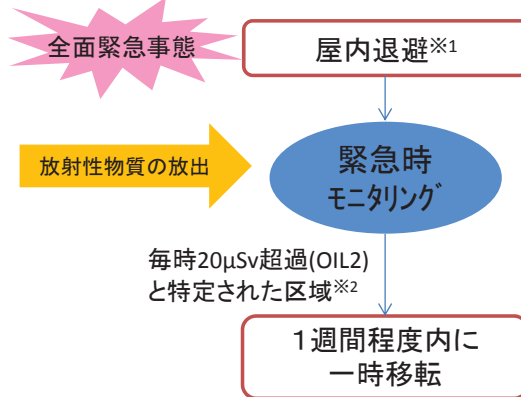
52

# UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時20μSv超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



## UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



※1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。

※2 空間放射線量率が毎時500μSv超過(OIL1)となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

53

# 一時移転等に備えた関係者の対応

- 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係町村は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 北海道及び北海道バス協会は、関係町村からの要請に備えて、バスの派遣準備を開始。



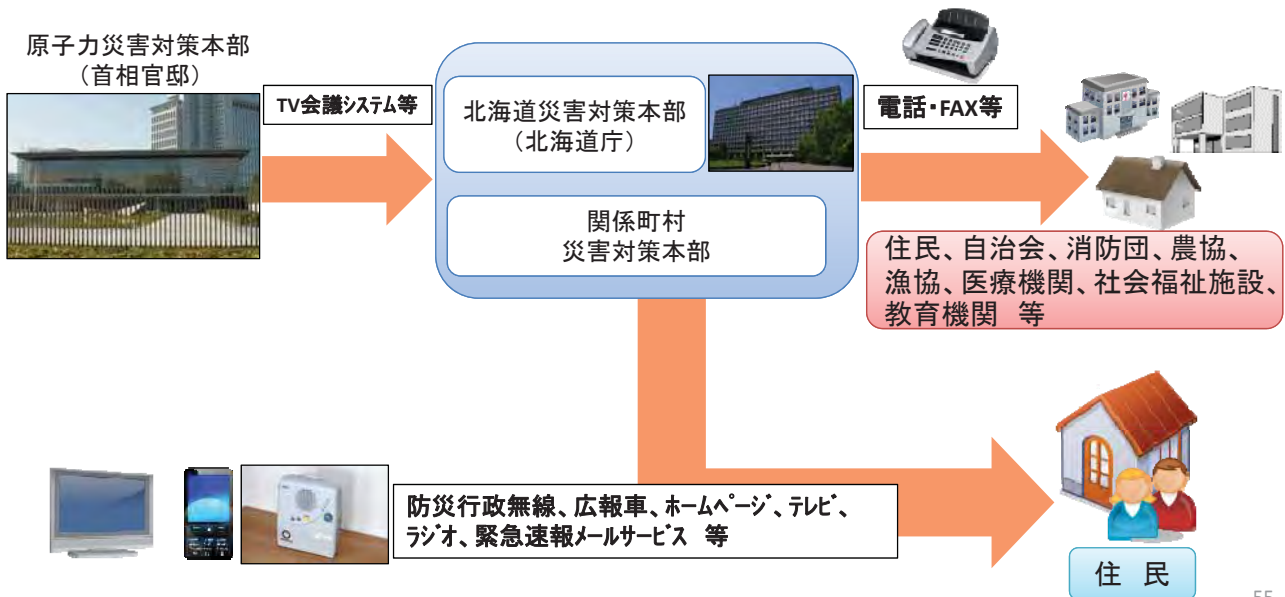
※ 蘭越町、ニセコ町、俱知安町、積丹町及び赤井川村は、今後地域防災計画を修正

54



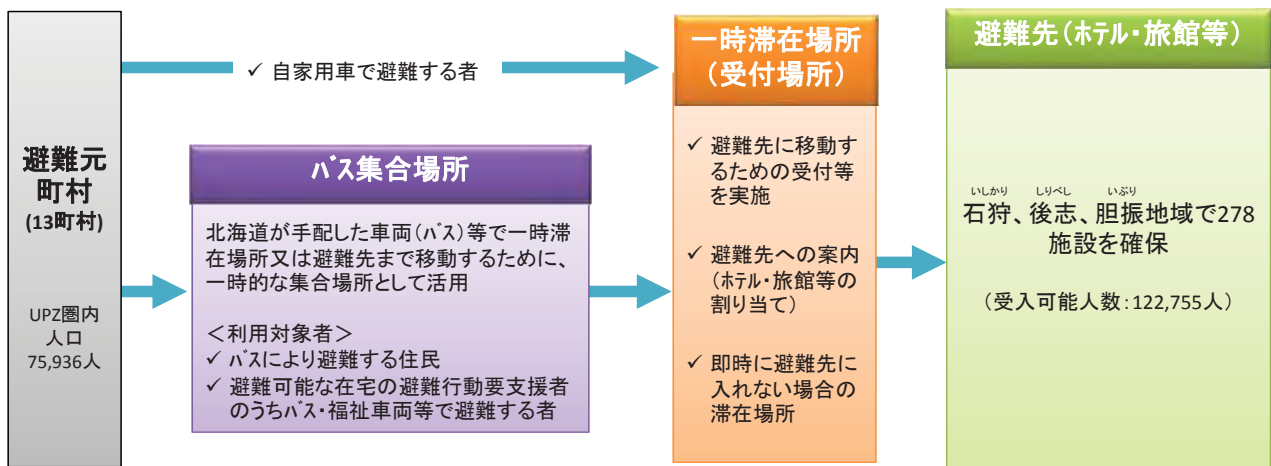
# 一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 北海道、関係町村・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



# UPZ圏内住民の一時移転等①

- 国の原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、一時移転等の円滑な実施と住民の安全確保のために、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- 北海道では、一時移転等の期間の長期化を想定し、住民が良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう、ホテル、旅館等(278施設)を避難先として指定。
- 一時移転等を行った住民は、一時滞り場所において受付を行い、避難先となるホテル・旅館等へ移動。



## UPZ圏内住民の一時移転等②

- UPZ圏内関係町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 万一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、北海道の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。

町村名※( )は対象人口	一時滞在所(受付場所)	避難先(ホテル・旅館等)※( )は受入可能人数
泊村(312人)	札幌市:札幌市南区体育館	札幌市:アパホテル&リゾート<札幌>(3,065人)
共和町(4,744人)	洞爺湖町:洞爺湖文化センター	留寿都村:ルスツリゾート(4,488人)
岩内町(13,428人)	札幌市:北海きたえーる	札幌市:42施設(24,638人)
神恵内村(923人)	札幌市:カトーキングダムサッポロ	札幌市:4施設(3,071人)
寿都町(386人)	札幌市:札幌市北区体育館	札幌市:9施設(4,352人)
蘭越町(4,940人)	札幌市:札幌コンベンションセンター	札幌市:10施設(6,143人)
ニセコ町(5,056人)	札幌市:札幌市白石区体育館	札幌市:12施設(6,996人)、北広島市:1施設(575人)
倶知安町(16,154人)	室蘭市:室蘭市文化センター	室蘭市:19施設(1,467人)
	登別市:登別市総合体育館	登別市:19施設(9,638人)
	苫小牧市:苫小牧市総合体育館	苫小牧市:14施設(2,886人)
	伊達市:大滝基幹集落センター	伊達市:3施設(2,536人)
千歳市:支笏湖市民センターほか	千歳市:16施設(3,643人)	
積丹町(2,261人)	札幌市:札幌市西区体育館	札幌市:4施設(4,189人)
古平町(3,344人)	小樽市:小樽市総合体育館	小樽市:32施設(6,139人)
仁木町(3,449人)	札幌市:札幌市手稲区体育館	札幌市:7施設(3,767人)
余市町(19,879人)	札幌市:札幌市スポーツ交流施設	札幌市:55施設(24,806人)
赤井川村(1,060人)		赤井川村:キロリゾート(1,652人)
その他協力可能な施設	白老町:白老町中央公民館	白老町:14施設(1,069人)
<b>合計</b>	<b>対象人口:75,936人</b>	<b>受入可能人数:122,755人</b>

左記避難先に避難できない、二次被害等があった場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保(例:右狩部地域、南空知地域及び中空知地域では、165,000人収容可能)。

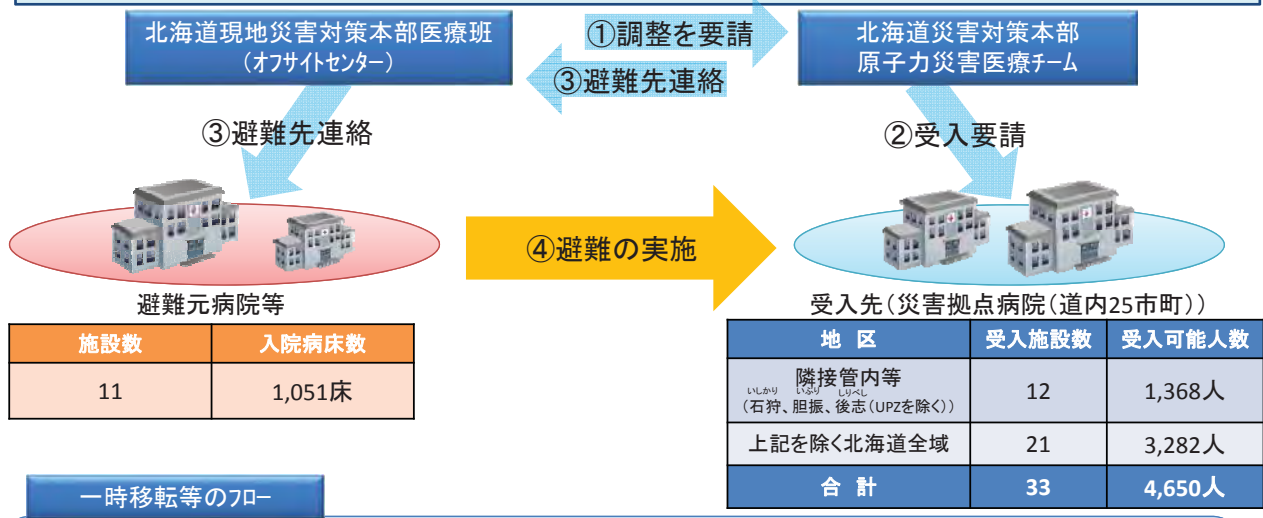
## UPZ圏内住民の一時移転等③



※( )は受入可能人数

# UPZ圏内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整スキーム

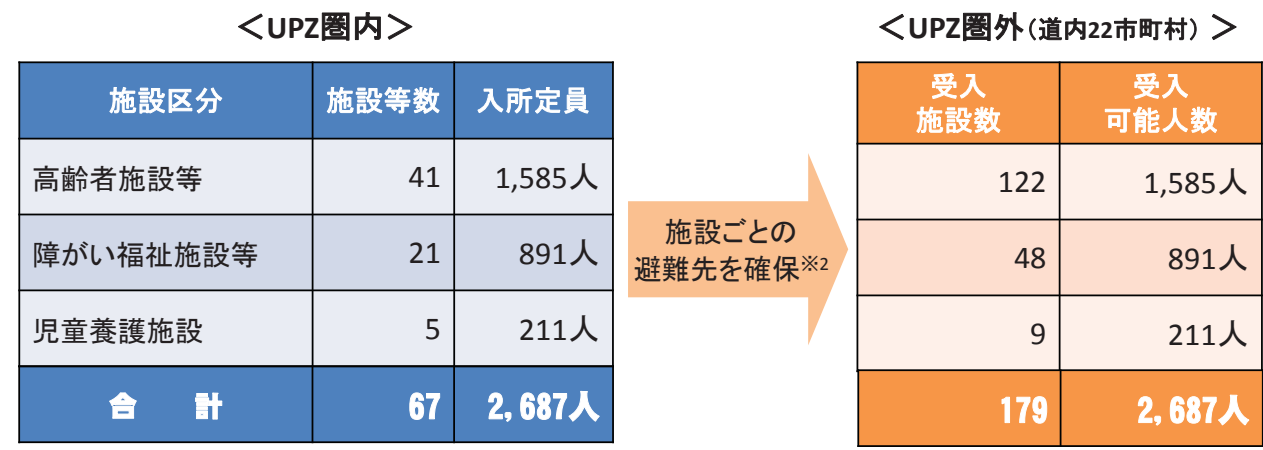
- UPZ圏内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、11施設1,051床)は、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合は、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。さらに、当該患者の病状等を踏まえ、必要に応じて、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」が他の病院への転院等の調整を実施。



- 一時移転等のフロー
- ① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、オフサイトセンター内に設置される北海道現地災害対策本部医療班が、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」に災害拠点病院への転院等に向けた調整を要請。
  - ② 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、関係機関の協力を得て、受入先候補となる災害拠点病院に対し、受入を要請し、一時移転等の準備を整える。
  - ③ 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、北海道現地災害対策本部医療班を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる災害拠点病院及び避難経路等を連絡。
  - ④ 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

# UPZ圏内の社会福祉施設等の避難

- UPZ圏内にある全ての社会福祉施設等(67施設2,687人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ受入施設を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合には、北海道と関係団体※1が締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設を調整。
- さらに、同協定に基づき、受入を支援する他の施設(支援施設)は、UPZ圏内の施設及び受入施設に対し、各施設の要請等を踏まえ生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施。



※1: 北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道児童施設協議会  
 ※2: あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設(787施設3,719人受入可能)を調整。  
 ※3: 施設数、人数については、平成28年5月31日現在。